

令和 7 年度山形県除雪オペレーター担い手確保支援事業についての Q & A

令和 7 年 4 月 1 日

山形県県土整備部道路保全課

Q1 大型特殊免許を必要とする除雪機械は何か。

A 山形県が道路除雪で使用する除雪機械の中で、除雪グレーダー、除雪ドーザ、ロータリ除雪車が対象となります。

Q2 当事業を知らずに、交付決定前に大型特殊免許を取得した場合、補助金は交付されるか。

A 交付申請を行い、補助金の交付決定後に免許取得或いは講習受講した場合を対象とします。交付決定前に取得したものは補助対象となりません。※要綱第 4 条第 1 項

Q3 1 企業につき何名まで補助金の対象となるか。

A 制限はありません。

Q4 対象者に制限はあるか。

A 令和 7 年 4 月 1 日時点で 55 歳以下の方かつ普通自動車免許（AT 限定含む）をお持ちの方を対象としています。※要綱第 3 条

Q5 交付申請書に補助金の額を記載する必要があるが、当該年度の除雪機械管理施工技術講習会の受講費用が不明の場合、どうすればよいか。

A 前年度の受講費用を参考に記載願います。実績報告時に精算額で報告願います。

Q6 これまで大型特殊免許の必要のない除雪機械で除雪作業を行っており、これから大型特殊免許の必要な除雪作業を行う場合は、補助金は交付されるか。

A 大型特殊免許取得に必要な経費は補助します。ただし、除雪機械管理施工技術講習会を既に受講済みの場合は、再度受講しても補助金の対象となりません。

Q7 既に大型特殊免許の取得や技能講習の受講が済んでいるので、除雪機械管理施工技術講習会のみを申請しても、補助金は交付されるか。

A 除雪機械管理施工技術講習会のみ受講であっても補助の対象とします。

Q8 他の補助金や助成金と併用してもよいか。

A 併用は認められません。※要綱第 4 条第 2 項

Q9 いつまでに免許をとればいいのか。また、いつまでに講習会を受ければいいのか。

A 令和8年3月13日までに取得、受講した場合に補助金が交付されます。※要綱第4条第1項

Q10 補助金をもらった従業員が退社しました。補助金はどうなるのか。

A 除雪業務への従事期間が3年未満の場合、補助金を返還していただきます。しかし、他社へ転職したうえで県管理道路の除雪業務に従事した場合、補助金の交付年度から起算して通算の除雪業務従事期間が3年以上であれば返還の必要はありません。その場合、補助事業者がそのオペレーターの業務従事状況を把握し、除雪業務従事期間において建設機械運転員届の写しを求められた場合は、県土整備部道路保全課へ提出しなければなりません。※要綱第8条第1項（2）

Q11 補助金を交付された事業者が除雪業務を受注できなかった場合はどうなりますか。

A 補助金交付条件である「業務従事必要期間」には加算されず、返還の対象とはなりません。ただし、「業務従事必要期間」（3年間）を満たさずに、その事業者が除雪業務を行わない方針になった場合は返還の対象となります。※要綱第8条第3項（2）及び第12条

Q12 補助金の交付が、除雪業務の受注に影響することはあるのか。

A この補助金による免許の取得や講習の受講が、除雪業務の入札や受注に影響を与えることはありません。

Q13 実績報告書に記載する完了日とは何時の日付か。

A 免許の取得或いは講習の受講が完了した日とします。

Q14 複数人申請した場合、実績報告書はどの時点で提出すればよいか。

A 全てのオペレーターの資格取得或いは講習受講が完了した日から数えて所定の期限内に全員分をまとめて提出してください。